

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,518,518(千円)	全体事業費		3,659,188 3,628,837 (千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁1基 C=3,659,188千円(橋梁整備負担金の増額による変更) 岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日) 人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、 D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より3,329千円(国費:2,579千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,190,670千円(922,769千円)から、1,193,999千円(925,347千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日) 平成29年度事業費配分のため、 D-21-1 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(細田地区)より339,874千円(国費:263,402千円) D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より284,386千円(国費:220,399千円) D-1-14 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部320号線)より35,092千円(国費:27,196千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,521,847千円(1,179,429千円)から、2,181,198千円(1,690,426千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年10月11日) 工事内容変更により本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より129,033千円(国費:100,000千円) D-23-4 防災集団移転促進事業(鷲山地区)より387,097千円(国費:300,000千円) D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より132,170千円(国費:102,432千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は2,181,198千円(1,690,426千円)から、2,829,498千円(2,192,858千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日) 工事内容変更により本工事費が増額したため、 D-1-5 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部123号線)より10,000千円(国費:H25 予算7,750千円) D-1-7 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部327号線)より40,000千円(国費:H26 予算31,000千円) D-1-9 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部338号線)より15,000千円(国費:H26 予算11,625千円) D-23-2 防災集団移転促進事業(刈敷田地区)より190,813千円(国費:H26 予算166,961千円) D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より157,092千円(国費:H25 予算137,455千円) D-1-17 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部521号線)より15,000千円(国費:H25 予算11,625千円) D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より30,000千円(国費:H26 予算23,250千円) F-2-1 市街地復興効果促進事業より287,277千円(国費:H27 予算229,821千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は2,829,498千円(2,192,858千円)から、3,628,837千円(2,812,345千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(令和2年5月19日) 令和元年東日本台風被害により工事内容追加となり本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より30,351千円(国費:23,522千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は3,628,837千円(2,812,345千円)から、3,659,188千円(2,835,867千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成25年度~令和2平成34年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、</p>					

また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		660,823 (千円)	全体事業費		1,487,332 1,494,628 (千円)
事業概要					
<p>■災害公営住宅家賃低廉化事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p> <p>※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を No. 88 事業 (D-5-2) に移行する。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 追加配分のため、D-1-10 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 471 号線) より 247,873 千円 (国費: 216,887 千円) D-20-3 都市防災総合推進事業 (防災情報通信ネットワーク整備) より 137,448 千円 (国費: 120,266 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 660,823 千円 (578,218 千円) から、1,046,144 千円 (915,371 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日) 追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業 (鷲山地区) より 274,341 千円 (国費: 240,048 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,046,144 千円 (915,371 千円) から、1,320,485 千円 (1,155,419 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 166,847 千円 (国費: H27 予算 145,989 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,320,485 千円 (1,155,419 千円) から、1,487,332 千円 (1,301,408 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>		<平成 29 年度>			
対象戸数: 馬場野地区等 64 戸		対象戸数: 馬場野地区等 320 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
<平成 26 年度>		<平成 30 年度>			
対象戸数: 馬場野地区等 127 戸		対象戸数: 明神前地区等 297 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
<平成 27 年度>		<令和元年度 (見込み)>			
対象戸数: 馬場野地区等 299 戸		対象戸数: 細田地区等 206 222 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
<平成 28 年度>		<令和 2 年度 (見込み)>			
対象戸数: 馬場野地区等 322 戸		対象戸数: 荒田地区等 80 83 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	防災集団移転促進事業 (細田地区)	事業番号	D-23-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	1,257,087 (千円)	全体事業費	463,822,424,954 (千円)		
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市尾浜字細田地内外 移転想定世帯数…65 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 5.4ha (災害危険区域)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) [相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日)</p> <p>事業進捗により事業費が、832,133 千円 (国費: 728,116 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 86 号線) へ 659 千円 (国費: 510 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 113 号線) へ 9,974 千円 (国費: 7,729 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 123 号線) へ 54,191 千円 (国費: 41,998 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 日下石石上線) へ 3,329 千円 (国費: 2,579 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路) へ 9,842 千円 (国費: 7,627 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路) へ 11,347 千円 (国費: 8,793 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 521 号線) へ 343,594 千円 (国費: 266,285 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 462 号線) へ 155,865 千円 (国費: 120,795 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 金草線) へ 94,483 千円 (国費: 73,224 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線) へ 104,402 千円 (国費: 80,911 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 百槻和田線) へ 151,826 千円 (国費: 117,665 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,257,087 千円 (1,282,530 千円) から、424,954 千円 (371,833 千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 5 月 19 日)</p> <p>元地買取りに係る按分方法の変更に伴い、事業費が 38,868 千円 (国費: 34,009 千円) 増額したため、 D-23-6 防災集団移転促進事業 (南ノ入地区) より流用。 これにより、交付対象事業費は 463,822 千円 (405,842 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度~平成 25 年度>		<平成 26 年度~令和元年度>		<令和 2 年度>	
①住宅団地用地取得、造成		①移転促進地域買取		①移転促進地域買取	
②関連公共施設整備		②住宅建設等利子助成		②移転費用助成	
③移転促進地域買取		③移転費用助成			
④住宅建設等利子助成					
⑤移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。</p> <p>新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。</p> <p>比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					

関連する災害復旧事業の概要
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	防災集団移転促進事業 (刈敷田地区)	事業番号	D-23-2
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		3,462,271 (千円)	全体事業費		3,271,458 (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外
移転想定世帯数…142 世帯 (災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約 15.4ha (災害危険区域)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26)
[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 10 月 10 日)

事業進捗により事業費が 190,813 千円 (国費: H26 予算 166,961 千円) 減額したため、道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 190,813 千円 (国費: H26 予算 166,961 千円) を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,462,271 千円 (3,029,487 千円) から、3,271,458 千円 (2,862,526 千円) に減額。

▼事業費を別紙事業費総括表のとおり区分して実施

当面の事業概要

<平成 24 年度~平成 25 年度>	<平成 26 年度~令和元年度>	<令和 2 年度>
①住宅団地用地取得、造成	①移転促進地域買取	①移転促進地域買取
②関連公共施設整備	②住宅建設等利子助成	②移転費用助成
③移転促進地域買取	③移転費用助成	
④住宅建設等利子助成		
⑤移転費用助成		

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	防災集団移転促進事業（荒田地区）	事業番号	D-23-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		3,725,911（千円）	全体事業費	3,056,283,083,166（千円）	
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外 移転想定世帯数…110 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 24.6ha（災害危険区域）</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 10 月 11 日） 事業進捗により事業費が、114,286 千円（国費：100,000 千円）減額したため、 道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 114,286 千円（国費：H23 予算 100,000 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,725,911 千円（3,260,171 千円）から、3,611,625 千円（3,160,171 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 1 月 17 日） 事業進捗により事業費が、75,962 千円（国費：66,466 千円）減額したため、 D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業へ 26,042 千円（国費：H23 予算 22,786 千円）を流用。 D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）へ 49,920 千円（国費：H23 予算 43,680 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,611,625 千円（3,160,171 千円）から、3,535,663 千円（3,093,705 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 10 月 10 日） 事業進捗により事業費が、431,979 千円（国費：H25 予算 377,981 千円）減額したため、 D-1-6 道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 157,092 千円（国費：H25 予算 137,455 千円）を流用。 D-1-18 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：法定外道路）へ 222,813 千円（国費：H25 予算 194,961 千円）を流用。 D-21-4 下水道事業（公共下水道（自動除塵機）整備事業）（原釜地区）へ 52,074 千円（国費：H25 予算 45,565 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,535,663 千円（3,093,705 千円）から、3,103,684 千円（2,715,724 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（令和元年 10 月 7 日） 事業進捗により事業費が、20,518 千円（国費：H25 予算 17,953 千円）減額したため、 D-1-22 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）へ 3,280 千円（国費：H25 予算 2,542 千円）を流用。 D-20-5 避難道路整備事業（札ノ沢地区）へ 17,613 千円（国費：H25 予算 15,411 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,103,684 千円（2,715,724 千円）から、3,083,166 千円（2,697,771 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（令和 2 年 5 月 19 日） 事業進捗により事業費が、26,883 千円（国費：H25 予算 23,522 千円）減額したため、 D-1-6 道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 26,883 千円（国費：H25 予算 23,522 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,083,166 千円（2,697,771 千円）から、3,056,283 千円（2,674,249 千円）に減額</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 26 年度>		<平成 27 年度～令和元年度>		<令和 2 年度>	
①住宅団地用地取得、造成		①移転促進地域買取		①移転促進地域買取	
②関連公共施設整備		②住宅建設等利子助成		②移転費用助成	
③移転促進地域買取		③移転費用助成			
④住宅建設等利子助成					
⑤移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。</p> <p>新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	防災集団移転促進事業 (鷲山地区)	事業番号	D-23-4
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		3,856,655 (千円)	全体事業費		3,239,456 (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市磯部字山信田地内外
移転想定世帯数…113 世帯 (災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約 34.2ha (災害危険区域)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26)
[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

事業進捗により事業費が、342,858 千円 (国費: 300,000 千円) 減額したため、
道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 342,858 千円 (国費: H23 予算 300,000 千円) を流用。
これにより、流用後交付対象事業費は 3,856,655 千円 (3,374,571 千円) から、3,513,797 千円 (3,074,571 千円) に減額

(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)

事業進捗により事業費が、274,341 千円 (国費: 240,048 千円) 減額したため、
D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ 274,341 千円 (国費: H23 予算 240,048 千円) を流用。
これにより、流用後交付対象事業費は 3,513,797 千円 (3,074,571 千円) から、3,239,456 千円 (2,834,523 千円) に減額

▼事業費を別紙事業費総括表のとおり区分して実施

当面の事業概要

<平成 24 年度~平成 25 年度>	<平成 26 年度~令和元年度>	<令和 2 年度>
①住宅団地用地取得、造成	①移転促進地域買取	①移転促進地域買取
②関連公共施設整備	②住宅建設等利子助成	②移転費用助成
③移転促進地域買取	③移転費用助成	
④住宅建設等利子助成		
⑤移転費用助成		

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	防災集団移転促進事業 (南ノ入地区)	事業番号	D-23-6
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,835,313 (千円)	全体事業費		1,796,445 1,835,313 (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市尾浜字南ノ入地内外
移転想定世帯数…73 世帯 (災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約 12.3ha (災害危険区域)

▼位置付け

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26)
[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)

(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 5 月 19 日)

事業進捗により事業費が、38,868 千円 (国費 : H25 予算 34,009 千円) 減額したため、

D-23-1 防災集団移転促進事業 (細田地区)へ 38,868 千円 (国費 : H25 予算 34,009 千円) を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 1,835,313 千円 (1,605,897 千円) から、1,796,445 千円 (1,571,888 千円) に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度～平成 26 年度>	<平成 27 年度～令和元年度>	<令和 2 年度>
①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成	①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成	①移転促進地域買取 ②移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	防災集団移転促進事業 (狐穴磯部中西地区)	事業番号	D-23-8
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	878,240 (千円)	全体事業費	878,240 (千円)		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 住宅団地…相馬市磯部字狐穴字地内 移転想定世帯数…21 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 1.5ha (災害危険区域)					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
▼事業費を別紙事業費総括表のとおり区分して実施					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 25 年度>		<平成 26 年度～令和元年度>		<令和 2 年度>	
①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成		①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成		①移転促進地域買取 ②移転費用助成	
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。 比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部328号線)	事業番号	D-1-13
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	379,000(千円)		全体事業費	487,164(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部328号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。					
▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:市道・東部328号線 L=1,500m W=6m 橋梁1基 C=379,000千円(岩子字小迫地区から安全な場所への避難路)					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40) (事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日) 人件費・資材費高騰等の理由により、本工事費が増額したため、◆D-21-1-1 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(事業計画策定)より108,164千円(国費:83,827千円)を流用。これにより、交付対象事業費は379,000千円(293,724千円)から、487,164千円(377,551千円)に増額。					
当面の事業概要					
＜平成24年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収					
＜平成25年度～令和元年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	51	事業名	継続的な被災者支援体制の確立事業	事業番号	◆D-4-2-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		190,834 千円)	全体事業費		190,834,266,960 (千円)
事業概要					
■継続的な被災者支援体制の確立事業 東日本大震災により生活環境が大きく変わった市民が多いことから、きめ細かな保健指導・相談等、被災者の健康を維持する事業 ▽事業量 ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入と運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 1 項 応急仮設住宅での生活支援(P3) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 2 項 医療、介護、健康管理 (P6) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 3 項 放射能対策(P7)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 <平成 25 年度～平成 29 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、被災者は居住場所 (応急仮設住宅等) や生活サイクルが大きく変わり、身体及び心に大きな負担 (ストレス) がかかっている。その結果、健康状態の悪化 (生活習慣病 ※糖尿病等) が心配されている。これらを解消するためには、被災者の不安の解消や健康管理を適切に行う必要があるため、必要な機器の導入、定期的な健康相談や食生活に関する問題 (栄養バランスの乱れや慢性疾患の重症化) の解消を促す事業を実施するもの。 これら住民に対する健康チェック等で得た情報については、データベース等で適正に管理するために、システムの構築し、統合的な管理を実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-4-2				
事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)				
交付団体	市				
基幹事業との関連性					
対象となる被災者は、現在応急仮設住宅に入居しており、現在事業が進んでいる災害公営住宅に移転していくものであるため、継続的な支援体制が必要である。					